資料１

環状通り循環線　協議運賃について

１　今回の審議事項

旭川電気軌道，道北バスの２社は，環状通り循環線の１年間の運行実績を踏まえ，起終点を**令和２年１０月１２日（月）から**それぞれの営業所付近に変更することになり，路線が新設されるため，運賃について再度協議が必要となりました。

◆変更のポイント（詳細は資料２のとおり）

①旭川電気軌道

起終点を「緑が丘３条４丁目」から「東郵便局前」に変更

１２月７日（月）からは近隣に新設する「共栄バスセンター」に変更（運賃同じ）

路線が新設される区間：東光１６条５丁目－東郵便局前（共栄バスセンター）

新たな運賃は資料２別紙①　旭川電気軌道担当路線運賃表のとおり

②道北バス

起終点を「末広４条１丁目」から「運転免許試験場」に変更

路線が新設される区間：緑町１５丁目－運転免許試験場

新たな運賃は資料２別紙②　道北バス担当路線運賃表のとおり

③両社とも，これまで運行していた区間の運賃や定期運賃に変更なし

路線が新設される区間

２　これまでの経過

環状通り循環線は，市街地を経由せず市内の各居住地域を結ぶ路線として，令和元年 10 月１日から旭川電気軌道，道北バスにより実証実験として運行を開始し，その運賃は，令和元年度第１回旭川市地域公共交通会議において**協議運賃**として承認されました。

３　協議運賃とは（関連する法令：道路運送法施行規則第９条の２）

地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために，関係者（地域公共交通会議等）における協議を行い設定する運賃のことを指します（例：いわゆるコミュニティバス等に設定されている運賃）。
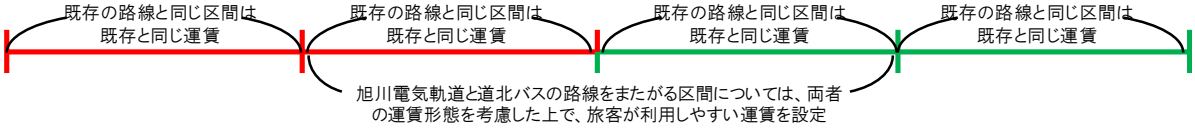
４　協議運賃の考え方（前回と変更なし）